

大田市市民総合災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第34号

大田市市民総合災害補償規則の一部を改正する規則

大田市市民総合災害補償規則（平成17年大田市規則第112号）の一部を次のように改正する。

別表死亡給付金の項中「500万円」を「300万円」に改め、同表後遺障害給付金の項中「15万円～500万円」を「12万円～300万円」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。